㊥

栃賃審発第1030第１号
令和８年10月30日

栃木労働局長
中　野　知　基　　殿

栃木地方最低賃金審議会
会長　藤　井　亮　二

栃木県塗料製造業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和８年８月21日付け栃労発基0821第２号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

栃木県塗料製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

１　適用する地域

栃木県の区域

２　適用する使用者

前号の地域内で塗料製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が塗料製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

３　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）18 歳未満又は 65 歳以上の者

（２）雇入れ後 3 月未満の者であって、技能習得中のもの

（３）清掃、片付け、賄い又は雑役の業務に主として従事する者

４　前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間　１，２０８円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日

令和８年 12 月 31 日

㊥

栃賃審発 1030 第２号
令和８年 10 月 30 日

栃木労働局長
　　中　野　知　基　　殿

栃木地方最低賃金審議会
会 長　藤　井　亮　二

栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和８年８月 21 日付け栃労発基 0821 第２号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1　適用する地域

栃木県の区域

2　適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業(電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品･デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18 歳未満又は 65 歳以上の者

（2）雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの

（3）次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者

イ　清掃、片付け、賄い又は雑役の業務

ロ　手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う熟練を要しない簡易な組立て、穴あけ、かしめ、曲げ、バリ取り又は電線の切り・被覆のはく離・組線・巻線・結束の業務

ハ　目視による部品の選別又は検査の業務

ニ　手作業による小物部品の包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

4　前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間　1，１６１円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6　効力発生の日

令和８年 12 月 31 日

㊨

栃賃審発 1030 第３号
令和８年 10 月 30 日

栃木労働局長
　　中　野　知　基　　殿

栃木地方最低賃金審議会
会 長　藤　井　亮　二

栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和８年８月 21 日付け栃労発基 0821 第２号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

１　適用する地域

栃木県の区域

２　適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

３　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）18 歳未満又は 65 歳以上の者

（２）雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの

（３）次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者

イ　清掃、片付け、賄い又は雑役の業務

ロ　手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う熟練を要しない穴あけ、かしめ又は電線の切り・被覆のはく離・組線・巻線・結束・組付けの業務

ハ　目視による部品の検査の業務

ニ　手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱詰めの業務

４　前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間　１，１６７円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日

令和８年 12 月 31 日

㊨

栃賃審発 1030 第４号
令和８年 10 月 30 日

栃木労働局長
　　中　野　知　基　　殿

栃木地方最低賃金審議会
会 長　藤　井　亮　二

栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和８年８月 21 日付け栃労発基 0821 第２号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1　適用する地域

栃木県の区域

2　適用する使用者

前号の地域内で計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具製造業を除く。以下同じ。)、医療用機械器具・医療用品製造業､光学機械器具･レンズ製造業､医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。以下同じ。)、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18 歳未満又は 65 歳以上の者

（2）雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの

（3）次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者

イ　清掃、片付け、賄い又は雑役の業務

ロ　手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う熟練を要しない簡易な組立て、穴あけ、かしめ、曲げ、バリ取り又は電線の切り・被覆のはく離・組線・巻線・結束の業務

ハ　目視による部品の選別又は検査の業務

ニ　手作業による小物部品の包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

4　前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間　１，１６０円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6　効力発生の日

令和８年 12 月 31 日